


新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月21日

新潟市人事委員会委員長



新潟市人事委員会規則第23号

新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第41号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項に次の1号を加える。

- (6) 第2条第8号から第10号までに掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間

附 則

この規則は、公布の日から施行する。